

事件番号 平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 外110名

被告 国

## 準備書面（18）の要旨の陳述

（司法審査の在り方に関する被告主張への反論及び補充主張）

2017（平成29）年12月4日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

## 第1 はじめに

本準備書面は、訴状及び準備書面(11)で述べた原告らの求める司法審査の在り方を踏まえつつ、被告第8準備書面に述べられた司法審査の在り方について、必要な範囲で反論を行うと共に原告の主張を補充することを目的としています。

## 第2 被告第8準備書面第1・2項（司法審査の対象）について

### 1 (1)に対する認否・反論

#### (1) 被告の主張

被告は、各処分取消訴訟における司法審査の対象について、基本設計と詳細設計に区分し、原子炉設置許可処分においては、原子炉の基本設計等のみが審理の対象となると主張しています。(第8準備書面8頁以下)。

(2) しかしながら、原子力関連法規制の改正に加え、運転期間延長に関わる審査・検査においては、各処分の申請を同時に受け付ける等、一体的な審査の実施が求められるため、両者は密接に関連するものであるから、基本設計ないし基本設計方針に密接に関連した詳細設計部分についても、司法審査の対象に含めるべきであります。

### 2 (2)に対する認否・反論

### 3 (3)に対する認否・反論及び補充主張

#### (1) 被告の主張に対する認否・反論

ア 被告は、段階的規制を根拠に、保安規定変更認可処分の審理対象を高経年化技術評価及び長期保守管理方針に関するものに、運転期間延長認可処分の審理対象を特別点検に関するものに限定すべきと主張しています。しかし、このように区別すべきではありません。

イ 「40年ルール」の立法事実及び法の趣旨に加え、許認可の効果や高経年化技術評価の評価事項及び特別点検の点検事項の関連性、各処分を目

的・性質・制度趣旨等がそれぞれ異なります。そのため、運転期間延長認可においては、高経年化技術評価の対象となっている事項を含む長期間の使用に伴い発生する事象に関する事項を広く審査の対象としなければなりません。

## (2) 審査する際に考慮すべきこと

ア 運転期間延長認可処分の司法審査及び保安規定変更認可における高経年化評価に関する司法審査にあたって特に留意すべき事項について、補足的に主張します。

イ 運転期間延長に際して特有の考慮要素

運転期間延長に際しての司法審査（①運転期間延長認可処分の審査及び②保安規定変更認可における高経年化評価に関する審査。以下この二つを指して「運転期間延長に際しての司法審査」という。）においては、例外的に40年を超える運転を認めるという点において、さらに考慮すべき事項があり、その帰結として、具体的審査の過程において、より慎重かつ厳格に判断すべきであるということが導かれます。

(ア) 将来的な事項の審査であるがゆえに不確実性が増大すること

運転期間延長認可の審査は、申請時点までの老朽化状況、延長しようとしている期間の運転により生じる老朽化の状況の予測を前提にして、運転延長期間の安全性を予測するものです。

これに対して、原子炉設置許可の段階の審査では、「新品の設備」を前提とする安全性を評価することになっており、その後の運転期間の老朽化の状況を予測する審査の仕組みとはなっていません。

原子炉設置許可の段階の審査よりも、運転期間延長に際しての審査の方が、審査時点で既に40年近く運転された状態であること、内部に多量の人体に有毒な放射性物質を蓄積していることから、原子炉を分解してその

劣化の程度等を目視確認することが困難であること及びその時点からさらに運転を継続した（運転開始から最長で）60年の時点における老朽化の程度を予測し、安全性を判断することから、審査時点においては材料や設備等の品質の劣化やばらつきが増大していることは避けられず、そのような品質の劣化やばらつきを前提とした将来予測という極めて不確実性、不確定性の大きい審査となります。

そして、運転期間を40年に限定した趣旨は、40年を超えた時点（例えば50年の時点）で将来予測をすることは、もはや現実的ではないほど困難であるということの意味し、「1回に限り」「最長20年」の延長しか認められないということは、それ以上先の安全性に関する予測も極めて困難であるという趣旨だと考えられます。

原発施設も他の機械設備と同様、運転期間の長期化に伴い材料や設備等の劣化や品質のばらつき、システムの老朽化が進むことは避けようのない事実であり、安全性に対する不確実性が増していくことは否定できません。

常識的な経験則に照らして、40年前の科学技術がいまだに使われているというものが身の回りに存在するでしょうか。40年前の技術を用いた製品について、仮に、現時点で点検等の結果問題がないとしても、それが20年後まで問題がないと評価できるでしょうか。新製品と比して、不確実性の大きさは明白といわざるを得ません。

以上を踏まえると、運転期間延長に際しての審査内容が、それ以上の運転ができなくなる運転開始から60年の時点での原発の状態であることからすれば、その司法審査においては、極めて大きな不確実性を十分に考慮した、安全側に立った司法審査が行われなければなりません。

(イ) 旧式の原発であるということ

その他にも、旧式の原発であり最新の科学技術水準をそもそも保ちえないということも、司法審査の在り方においては、十分考慮されなければなら

りません。

#### ウ 運転期間延長認可処分特有の考慮要素

##### (ア) 運転期間延長認可の性質

次に、運転期間延長認可処分の司法審査にあたり考慮されるべき要素を主張します。

原発事故による災害は、放射能が広範囲に拡散され、その被害は、多数の国民の生命や身体侵害、環境汚染など甚大かつ不可逆的で被害回復困難という特徴があります。また、原子力利用そのものが、国民の生命・身体や財産、環境に対して重大な影響を及ぼすおそれがあることから、原子炉の設置・稼働については、予め一般的に禁止しておき、特定の要件を充たす場合のみ一般的禁止を解除するというという仕組み（＝許可制）が採用されています。

運転期間延長認可処分は、原則的に禁止される運転について、特別に40年に限り稼働を許可するとされた後に、さらに例外的に最長で20年の延長を認めるという点で、原子炉設置許可処分以上に例外的な処分行為（例外中の例外としての処分行為）であるといえます。

##### (イ) 法改正の趣旨

「40年ルール」の趣旨、規定の文言、延長認可制度が高経年化技術評価と併存されたことからすれば、運転延長認可においては従来よりも相当程度厳しい審査を行う趣旨であることは明らかです。

福島第一原発事故前は、運転開始から30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に高経年化技術評価をし、長期保守管理方針を策定する（旧実用炉規則11条の2第2項）という高経年化対策が行われていました。

しかしながら、2011（平成23）年3月11日、福島第一原発事故が発生し、運転開始から40年を迎える直前の福島第一原発一号機が真っ先にメルトダウンを起こしたため、旧型炉、老朽炉の安全性が問題視され

るようになりました。

この事故については、原子力事業者を規制すべきであった規制当局が、その実、事業者の「虜」となっており、その結果招来された「人災」である旨も厳しく指摘されています。

このような立法事実を前提として、2012（平成24）年6月20日、一連の原子力関連法改正がなされました。その趣旨は、国民の安全を最優先に考えて原子力の利用を行う点にあり、ここでいう「安全」とは、「福島第一原発事故のような深刻な災害を万が一にも起こさないようにする」ということを意味しています。

他方で、日本では、1970年代から断続的に多数の原子炉が供用開始し、今後も多数の原子炉が旧型炉、老朽炉の問題を抱えていくことは必至でした。そこで、高経年化技術評価及び長期保守管理方針の策定が旧型炉、老朽炉対策として不十分であったことを反省し、万が一にも深刻な災害が起こらないようにするという法改正の趣旨にのっとり、40年ルールなどが設けられました。

事故以前の老朽化に関する制度－保安規定変更認可における高経年化対策の制度－は、事業者の自主性に委ねる面が大きく不十分な制度であったことから、事故の反省を踏まえて、一定の項目について「運転期間延長審査基準」に定める「要求事項」に適合することを明確に求めることとし、厳格に審査することとされたのです。

従って、運転期間延長認可処分に関する司法審査も、極めて厳格で安全性に妥協を許さない審査がなされたかという観点から判断がなされなければなりません。

#### エ 運転期間延長に際しての司法審査の在り方－まとめ－

老朽化した原発については、上述のように、それ以上運転が認められなくなる直前の状態であることに伴う材料・設備劣化等による不確実性の増

大や、延長すべき期間経過後の将来の状態を審査するため、審査自体に不確実性を内包しています。

以上のような要素が付加されることにより、老朽化した原発の許認可に関する司法審査においては、より安全性に妥協を許さない判断がなされなければなりません。

### 第3 被告第8準備書面第1・3項（専門技術的裁量論）について

#### 1 総論的な反論

##### (1) 被告の主張の不明確性

本件で争点となるのは、行政庁に専門技術的裁量が認められるか否かではなく、専門技術的裁量の範囲がどの程度であるかです。

##### (2) 専門技術的裁量の範囲に関する2つの考え方

行政事件担当裁判官会同概要集録（裁判官会同）においては、核燃料物質使用許可処分取消訴訟における使用施設等の安全性の審理方法について、「使用施設等の安全性の判断は、核燃料物質の使用施設周辺の住環境及び周辺住民の生命、身体等の安全性の審査、判断の問題である以上、専門技術的見地からする審査、判断の結果に対して、更に政策的見地から裁量を働かせる余地はないといってよい」と、まずは政策的裁量を認める余地がないことが明言されています。

次に、専門技術的裁量について、次のように述べます。

「核燃料物質の使用施設が安全か否かは、高度の科学的判断が必要ではあるが、一義的、客観的に決まってくる問題であり、ここでの判断は、政策的裁量の場合のように、諸々の事情が関係し、政治的立場等により幾つかの考え方がいずれも成り立ち得るが、そのどれを採るかは行政庁にゆだねられて

いるといった性質のものではないように思われる。安全か否かの評価判断については、…、行政庁としては、最高水準の科学的知識に基づいて常に最良の学説を選択し、科学的に正しい判断をするべきであろう。そのような観点からすると、行政庁には、安全か否かの判断につき、幾つかの科学的学説のうちいずれを採ることも許されるという意味での裁量の余地が認められるということとはできないという考え方もあり得よう。」(甲F59・652～653頁)。

被告の主張は、ここで指摘されている「幾つかの考え方がいずれも成り立ち得るが、そのどれを採るかは行政庁にゆだねられている」という考え方と整合的であると思われませんが、この考え方は、福島第一原発事故前の裁判官会同においてさえも否定されており、加えて、先述の法改正の趣旨によれば、このような考え方は採りえません。これに対し、原告らの立場は、基本的には、「幾つかの科学的学説のうちいずれを採ることも許されるという意味での裁量の余地が認められるということとはできない」という考え方に立っています。

### (3) 福島第一原発事故後の修正

福島第一原発事故後、科学の不確実性や未熟であること、さらにはその限界が指摘されるようになり<sup>1</sup>、正しいと考えられている通説的見解が、必ずしも正しいとは限らないことが明らかになり、安全か否かを一義的、客観的に決めることができないことがある、ということが明らかになりました。

そして、会同において指摘されているとおり、行政庁は、「最高水準の科学

---

<sup>1</sup> 「科学の不確実性」自体は20世紀後半から指摘されていたが、裁判所は「科学の完全無欠幻想」に囚われ(平川秀幸『科学は誰のものか 社会の側から問い直す』NHK出版、2010年)、これを司法判断の中に採り込んでこなかった。ドイツでは、既に1980年代の裁判例において、これを踏まえた指摘がされている。訴状のほか、甲F137・51頁以下参照。



的知識に基づいて」判断をしなければなりません。地震学や火山学などの地球物理学においては、「科学的に正しい判断」が必ずしも明らかでない以上、「最良の学説」とは通説的見解ではなく、いくつかの成り立ち得る学説がある場合の最も安全側の学説（原発の設置者にとっては最も不都合な学説）に立って判断をすることが求められます。

## 2 (1)に対する認否・反論

### (1) アについて

### (2) イ・ウについて

ア 法は基準適合性審査について、一次的には規制委の判断にゆだねていますが、設置法1条は、規制委設置の目的を、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全…（略）…に資すること」とし、そのために「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識」に立って施策の策定や事務の実施を行わなければならないとしています。

イ これを踏まえると、法が規制委に専門技術的裁量を認めているとしても、その範囲は「事故の防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」という極めて限定的なものであって、いくつかの科学的学説のうちいずれを採ることも許されるという意味での裁量の余地は認められません。最善・最大努力義務を怠っていると認められる場合、本来は考慮に入れるべき科学的学説や指摘についてこれを合理的理由なく考慮しない場合などには、当該処分は、法が裁量権を与えた趣旨に反し、裁量権の濫用、逸脱となります。

### (3) エについて

ア 実体判断代置方式を採用するか、判断過程統制方式を採用するかは、本

来、司法審査の密度とは直接関係がなく、判断過程統制方式を採用しつつ、司法が行政庁の行った判断について積極的に踏み込んで審査を行った例として、東京高判昭和48年7月13日の日光太郎杉事件（行集24巻6＝7号533頁）が挙げられます。

特に、原発訴訟においては、規制委には、いくつかの科学的学説のうちいずれを採ることも許されるという意味での裁量の余地は認められないため、行政庁が採用するAという立場が合理的であることを主張するだけでは足りず、原告らが主張するBという立場を考慮しないというのであれば、その合理的根拠が示されなければなりません。それができない限り、Bという立場を考慮しないこと自体が裁量権の濫用・逸脱となります。

イ また、実体判断代置方式と判断過程統制方式との問題では、裁判所は、行政庁を救うために、片面的に実体判断代置審査を行ってはならないという点が特に重要となります。

### 3 (2)に対する認否・反論

被告が指摘するように、判断の硬直化を防ぐために法が専門技術的裁量を認めたのだとすれば、規制委は、判断が硬直化しないよう、常に最新の科学技術水準に即応するように不断に規則を改正しなければならないこととなりますが（科学技術水準への準拠義務やその時々水準への順応義務）、そのような考え方で、現在の科学技術水準を通説的見解に限定するという考え方は基本的に相容れません。

この義務からは、入手可能な知見のすべてを駆使する義務や科学・技術水準の変動を把握するための継続的な調査・研究義務、適切な時点において必要に応じた規制基準等の改善と最新の規制基準への随時適合化義務が導かれます。

### < 求釈明 >

被告のいう最新の科学技術水準への即応性の問題は、専門技術的裁量の範囲を狭く解釈することに整合的なものであり、被告も、専門技術的裁量の範囲を狭く解釈するという立場であることも考えられる。被告の立場を明らかにされたい。

## 第4 被告第8準備書面第1・4項（不合理性判断の具体的要件）について

### 1 (2)に対する認否・反論 - 基準合理性審査の具体的内容

#### (1) 被告の主張は、福島第一原発事故の被害を無視しており、不合理性であること

福島第一原発事故では、原発事故による深刻な損害の発生が明らかになりました。次にいずれかの原発で福島第一原発事故と同規模の事故が発生すれば、国家の存立すら危ぶまれかねないような事態も生じかねません。そのように危険極まる施設に関し、国民の人権を護る最後の砦たる裁判所の判断として、現在の通説的見解に適合してさえいけば、原発が安全とはいえなくても違法判断の余地がないなどという解釈を採り得ないことは自明です。

#### (2) 基準合理性審査における具体的判断方法

ア そこで、基準合理性審査について、原告は、次のように判断すべきと考えます。

まず、規制委の構成として、専門性・独立性・公平性などが確保されていなければ、そのように専門性・独立性・公平性に欠ける機関が行った基準の策定は、専門的科学的知見に基づいてなされたと言い難いため、基準の不合理性が推認されます。

イ また、具体的審査基準たる設置変更許可基準規則や各種ガイドの合理性

については、その基準が「災害の防止上支障がない」と考える合理的な根拠を被告が主張、立証しなければならず、原告の指摘が科学的に明白に誤っているということを被告が立証しない限り、裁量権を濫用、逸脱したも  
のとして、規則自体が炉規法の委任の趣旨を逸脱した違法なものと解され  
ます。

### 3 (3)に対する認否・反論 - 基準適合性審査の具体的内容

#### (1) 伊方最高裁判決を修正する必要があること

次に、基準適合性審査の在り方について、福島第一原発事故後の法改正の趣旨、規制委が、従来までと異なり基準の策定と適合性審査をいずれも行う機関とされたことに照らして、伊方最高裁判決を修正し、「看過し難い」過誤、欠落に限定すべきではなく、広く規制委の判断に過誤、欠落が存在する場合には取消原因となります。

もつとも、仮に伊方最高裁の定式自体が修正されなくても、「看過し難い」の解釈として、当該原発において、同事故のような深刻な災害が万が一にも起こらないようにするという観点に照らして看過ごすことができない場合、言い換えれば、相応の合理性をもって指摘される危険性・問題点について、合理的理由なく排斥し、あるいは考慮しないといった場合はもとより、保守的観点からの考慮が不十分で、指摘された危険性・問題点について現実のものとなる余地が残るような場合については、十分な基準適合性審査が行われたとはいえ、「看過し難い」過誤、欠落に該当すると考えます。

#### (2) 取消事由を重大事故が起こる可能性が高い場合に限定するのは誤りであること

ア 被告の主張によれば、重大事故に至る可能性が高いとまではいえないがそれなりに存在する場合についても、看過し難い過誤、欠落とは認定でき

ず、原発の稼働を阻止し得ないという結果となります。

しかし、重大事故に至る可能性がないとは言い切れない場合について原発の稼働を認めるということは、そもそも「災害の防止上支障がない」という炉規法の要件に整合せず、「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という炉規法の趣旨（伊方最高裁判決）に反することは明らかである。

イ また、瑕疵が軽微か否かという問題と、重大事故の可能性が高いか否かという問題は必ずしも同じではありません。福島第一原発も、事故直前である2011（平成23）年1月1日時点で、30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率は0.0%（1000分の1未満）であるとされていたが（図表2参照）、同事故で地震の規模や津波の発生を想定できなかったことを、発生可能性の低さだけに着目して軽微な瑕疵という人はいません。瑕疵の重大性の問題を、可能性の問題だけに矮小化している点に、被告の発想の重大な問題があります。

(参考資料)

### 30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率

算定基準日 2011年1月1日

| 設置者名    | 発電所名       | 30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率 |
|---------|------------|-----------------------|
| 北海道電力   | 泊発電所       | 0.4%                  |
| 東北電力    | 女川原子力発電所   | 8.3%                  |
|         | 東通原子力発電所   | 2.2%                  |
|         | 柏崎刈羽原子力発電所 | 2.3%                  |
| 東京電力    | 福島第一原子力発電所 | 0.0%                  |
|         | 福島第二原子力発電所 | 0.6%                  |
| 中部電力    | 浜岡原子力発電所   | 84.0%                 |
|         |            |                       |
| 北陸電力    | 志賀原子力発電所   | 0.0%                  |
| 関西電力    | 美浜発電所      | 0.6%                  |
|         | 大飯発電所      | 0.0%                  |
|         | 高浜発電所      | 0.4%                  |
| 中国電力    | 島根原子力発電所   | 0.0%                  |
| 四国電力    | 伊方発電所      | 0.0%                  |
| 九州電力    | 玄海原子力発電所   | 0.0%                  |
|         | 川内原子力発電所   | 2.3%                  |
| 日本原子力発電 | 東海第二発電所    | 2.4%                  |
|         | 敦賀発電所      | 1.0%                  |
| 原子力機構   | もんじゅ       | 0.5%                  |

地震調査研究推進本部地震調査委員会が取りまとめた各サイト毎の30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率を防災科学技術研究所の地震ハザードステーションにより公開したものを抜粋

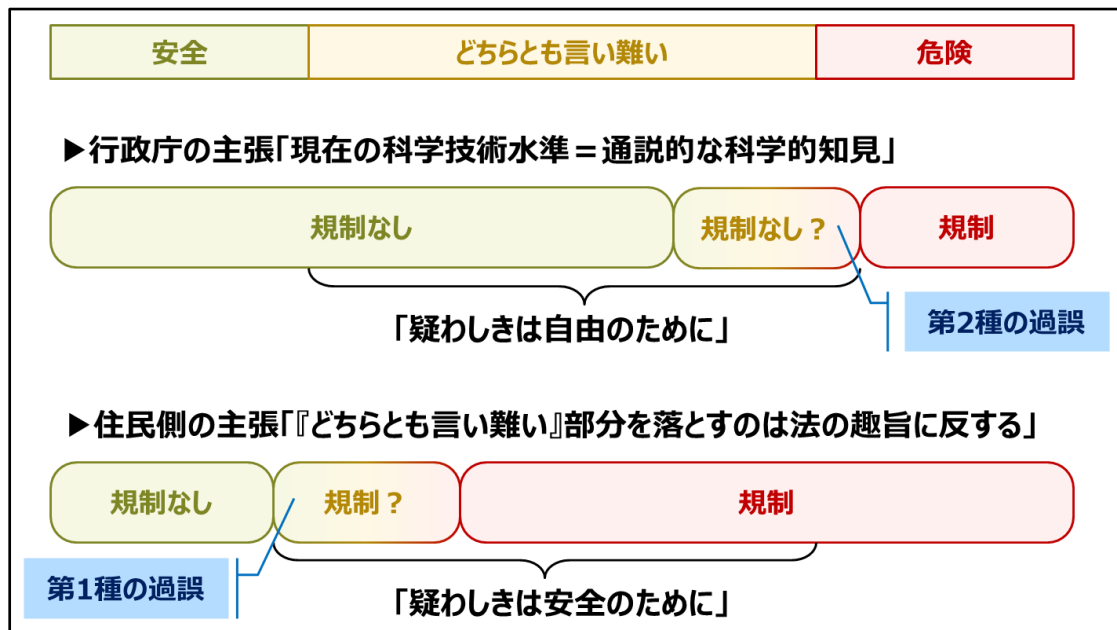
図表2 30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率

ウ さらに、本訴訟では、被告の過誤、欠落が炉規法にいう「災害の防止上支障がないもの」などの要件該当性が問題となっているため、被告の主張のうち、「災害の防止上支障がないものと認められる場合に看過し難いものと評価し得ない」という部分は、論理の順序が逆になっています。

加えて、被告の主張のうち、過誤、欠落があったとしても、重大な事故の発生を防止する上で必要な防護措置、安全対策が講じられていれば、「看過し難い」過誤、欠落には当たらないとの部分は、仮に、これが多重防護を理由として、1か所基準違反があっても全体としては「災害の防止上支障がない」と主張するものだとすると、「災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」(炉規法43条の3の6第1項4号)と変更された趣旨に反し、解釈を誤ったものというほかありません。

### (3) 科学が不確実である場合の過誤、欠落の判断方法

ア 科学的な不確実性が存在する場合の法的対応・判断について、2つのアプローチが考えられます。一つは、たとえば、要件を充足していないのに『充足している』と誤判定し権利・自由を制限してしまう『第一種の過誤』、もう一つは、反対に、充足しているのに『充足していない』と誤判定し保護すべき権利利益に被害が発生してしまう『第二種の過誤』です。対象となる法制度の趣旨・目的が指向する方向性が『第一種の過誤』の回避にあれば『疑わしきは自由のために』、『第二種の過誤』の回避にあれば『疑わしきは安全のために』という基本方針に結びつきます。



図表3 統計学における過誤と基本方針

原発の持つ潜在的な危険性、事故が起こった場合の被害の特殊性や福島第一原発事故後の法改正の趣旨に照らせば、原発の規制においては、当然に「第2種の過誤」の回避、すなわち、「疑わしきは安全のために」という基本方針が採用されなければなりません。

イ そのような前提を踏まえ、科学に不確実性が存在する場合に、行政庁の判断に「過誤、欠落がなく、行政庁の判断が不合理とはいえないと評価されるためには、次のような観点を検討しなければなりません。

- ① その時点において利用可能で、信頼されるデータ・情報のすべてが検討されていること、
- ② 採用された調査・分析及び予測方法の適切性・信頼性が認められること、
- ③ 法の仕組みや趣旨などに照らして必要な権利・法益のすべてを比較衡量していること、



- ④ その選択・判断のプロセスが意思決定の理由と共に明確に示されていること,
- ⑤ 全体を通じて判断に恣意性・不合理な契機が認められないこと,
- ⑥ 事後的に、必要に応じて当初の決定内容を修正・変更する義務が尽くされていること,

被告はこれらすべてを満たしていることを立証すべきであり、いずれか1つでも満たさない場合には、行政庁の判断に過誤、欠落があると推認すべきです。

#### 4 (4)に対する認否・反論 - 現在の科学技術水準の具体的内容

##### (1) 原発で問題となる科学水準の特殊性を踏まえるべきこと

原発で問題となる科学的分野において、例えば、地震学や火山学など不確実性の大きい地球物理学的分野については、未だ一般に承認されたといえる経験則が存在しない問題も多く、また、運転延長に際しての審査については、将来の原発の状態を予測して審査をすることになるのであって本来的に不確実性を内包しています。

このような特殊性を有する科学的分野について、あたかも科学的経験則が一義的に定まるかのような発想で判断することは不合理です。

##### (2) 実験や検証を前提とする議論は、原発の安全性に関しては許されないこと

ア また、被告の主張は、前述した科学の不確実性という問題を完全に見落としており、地震学や火山学、あるいは経年劣化した原発の状態予測について実験や調査により完全に明らかになることを前提としているのであれば、科学の基本を理解していないと言わざるを得ません。

イ さらに、被告は、自然科学における証明について、実験、調査、検証を経ながら形成されると主張しますが、こと「万が一にも深刻な災害が起こ

らないように」しなければならない原発の安全性に関しては、トライアル  
アンドエラーによる知見の積み重ねというような発想は許されません。

### (3) 科学が不確実である場合の判断方法について

原発事故によってもたらされる被害の特殊性、福島第一原発事故後の法  
改正の趣旨、福島第一原発事故後、2013（平成25）年9月から20  
15（平成27）年8月まで、約2年にわたって原発を稼働しなくても電  
気の不足等が生じなかったことに照らせば、本訴訟において、「疑わしき  
は安全のために」という基本方針が採用されるべきことは、明白です。

### (4) 不確実な知見によって判断する方法は、他の法規にもみられること

ア

イ 他の法規でも採用されている、予防的取組み、事前警戒アプローチの重  
要な特徴は、「損害発生ないしその蓋然性・可能性の不確実・未知を法的に  
処理するもので、『疑わしきは安全のために』を基本的スタンスとした上で  
安全性確保・向上を目的とした危険発生前の先取り規制・社会形成作用に  
ある」ことです。そして、「科学的な不確実性等を前提に規制を行う以上、そ  
こには被規制者とともにより規制によって保護される者の双方の権利利益を保  
障するため、危険発生の誤認やその誤制御のおそれを法的に規律する必要  
が」あり、「その典型的な現れが、専門的知見の変化に対応する最新の科学・  
技術水準への準拠という法的要請」です。そのため「科学的に確定してい  
なくても、その信頼性が相当程度担保され、入手可能な関係情報・データ  
のすべてを使用しつつ規制基準の設定を行うなどが必要となる」のです(甲  
F58・23～24頁)。

ウ 原告らは、伊方最高裁判決のいう「現在の科学技術水準に照らし」とい  
うのは、科学的に確定していなくても、その信頼性が相当程度担保されて

いる入手可能な関係情報・データがあるのであれば、それらをすべて使用して基準の策定や基準適合性の判断をしなければならないことを前提にしていると考えており、福島第一原発事故を踏まえると、そのように解釈しなければなりません。

**(5) そもそも、被告が依拠している考え方自体、通説的見解とは呼べないものであること**

ア 被告の主張が、処分時においてもその時点での科学技術水準（＝その時点での通説的見解）に依拠して判断すると考えているのだとすれば、被告は自らがよって立った見解がその時点での通説的見解であったということを主張・立証をすべきであり、それがなされない以上、原告らの指摘を待つまでもなく、被告による基準策定ないし適合性審査に不合理な点があることが推認されることになる。

イ 一方、被告の主張が、処分時における科学技術水準は通説的見解に限らないけれども、事後的な審査たる司法審査の場面においては通説的見解に限るという趣旨なのだとすれば、なぜ「科学技術水準」というものをそのように二元的に解釈できるのか、その根拠は一切不明である。

**(6) 被告自身が認める即応性の要請と相容れないものであること**

ア 被告の主張を前提とすると、徐々に作られる通説的見解を待つてしか規制が行えず、不断の進歩、変化へ即応することができないため、不十分な規制しか行えない結果となる。

以上